

(4) 価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成

【あるべき姿とその実現に向けた方向性】

社会のニーズを原動力として課題の解決に挑むスタートアップを次々と生み出し、企業、大学、公的研究機関等が多様性を確保しつつ相互に連携して価値を共創する新たな産業基盤が構築された社会を目指す。

このため、都市や地域、社会のニーズを踏まえた大学・国立研究開発法人等の研究開発成果が、スタートアップや事業会社等とのオープンイノベーションを通して事業化され、新たな付加価値を継続的に創出するサイクル(好循環)を形成する。このサイクルが、社会ニーズを駆動力として活発に機能することにより、世界で通用する製品・サービスを創出する。さらに、事業の成功を通じて得られた資金や、経験を通じて得られた知見が、人材の育成や事業会社・大学・国立研究開発法人等の共同研究を加速させる。こうして、大学や国立研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、イノベーションを創出するスタートアップが次々と生まれ、大きく育つエコシステムが形成される。

このような流れが切れ目なくつながるシステムが都市や地域を核に形成されることによって、社会課題の解決・社会変革を導くイノベーションが連続的、相互連鎖的に創出される。加えて、スタートアップの世界展開、世界からの投資の呼び込みの拡大につながる。

こうしたエコシステムの実現に向け、ニーズプル型のイノベーションの創出を強力に進めるとともに、スタートアップ及び事業会社のイノベーション活動が促進されるよう、制度面、政策面での環境整備を進める。さらに、大学・国立研究開発法人等の「知」が社会ニーズに生かされるよう、産学官連携による新たな価値共創の推進やスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成を進めるとともに、エコシステムを支える人材育成に取り組む。

【目標】

- ・ 大学や研究開発法人、事業会社、地方公共団体等が密接につながり、社会課題の解決や社会変革へ挑戦するスタートアップが次々と生まれるエコシステムが形成され、新たな価値が連続的に創出される。

【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標)

- ・ S B I R制度⁹¹に基づくスタートアップ等への支出目標：570億円(2025年度)⁹²
- ・ 官公需法に基づく創業10年未満の新規事業者向け契約目標：3%(2025年度)⁹³
- ・ 実践的なアントレプレナーシップ教育プログラムの受講者数：1,200名(2025年度)⁹⁴
- ・ 大学等及び国立研究開発法人における民間企業からの共同研究の受入額：2025年度までに、対2018年度比で約7割増加(2025年度)⁹⁵
- ・ 分野間でデータを連携・接続する事例を有するスタートアップ・エコシステム拠点都市数の割合：100%(2025年)
- ・ 企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー

⁹¹ 中小企業等に対する研究開発補助金等の支出機会の増大を図り、その成果の事業化を支援する府省横断的な制度。

⁹² 2022年度目標、約546億円

⁹³ 2020年度実績、0.83%

⁹⁴ 2021年見込み、約1,800名

⁹⁵ 2020年見込み、約1,062億円。共同研究の受入額の第6期基本計画期間の前半における状況(新型コロナウイルス感染症の影響からの回復の状況等)を踏まえつつ、必要に応じ数値目標の見直しも検討する。

【現状データ】(参考指標)

- ・ 大学等スタートアップ創業数：大学等発 233社(2020年度設立)、研究開発型法人発 13社(2018年度設立)⁹⁸
- ・ V C等による投資額・投資件数：年間V C等投資額 2,243億円 / 1,448件（2020年度）⁹⁹
- ・ 国境を越えた商標出願と特許出願：主要国のうち、人口100万人当たりで商標出願数よりも特許出願数が相対的に多い国は日本のみ¹⁰⁰
- ・ 研究者の部門間の流動性：企業から大学等へ転入した研究者数 1,137人、大学等から企業へ転入した研究者数 156人（2020年度）¹⁰¹

社会ニーズに基づくスタートアップ創出・成長の支援

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○政府による、ニーズプル型のイノベーションの創出を進めるため、2021年4月に施行される新たな日本版S B I R制度を、関係府省が連携して推進する。本制度に基づく研究開発制度を2021年度から導入し、政府の支出目標を設定するとともに、本制度を活用して開発された製品等を調達し、初期需要を創出することにより、スタートアップの創出、成長を強力に支援する。 【<u>科技</u>、関係府省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度の支出目標（約546億円）の設定等に係る「令和4年度特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針」を2022年6月に閣議決定（2021年度の支出目標は約537億円）。 ・ 指定補助金等の実施について必要な事項を定める「指定補助金等の交付等に関する指針」を2022年6月に閣議決定し、スタートアップ側から見た制度の「使いやすさ」を改善。 ・ 関係府省と連携して、スタートアップ・エコシステム拠点都市への集中支援を実施。 ・ 岸田政権の柱である「スタートアップ5か年計画」の策定に貢献すべく、イノベーション・エコシステム専門調査会で必要な施策を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度の支出目標の達成に向けて、関係府省と連携。その際、旧制度について挙げられた課題を踏まえた新制度の適切なK P Iを設定し、内閣府を中心に、関連事業の実施状況の的確な把握や評価を実施。【<u>科技</u>、関係府省】 ・ 「指定補助金等の交付等に関する指針」に基づき実施する指定補助金等において、政策課題や公共調達ニーズを踏まえた具体的な研究開発課題を提示し、関係する研究開発を支援するとともに、研究開発が成功した際には、試験的な導入や政府調達等につなげる仕組みを各省連携により構築するとともに、政府調達を促進するための措置を実施。【<u>科技</u>、関係府省】 ・ S B I R制度に基づく「指定補助金等」の対象・規模を抜本的に拡充するとともに、近年予算措置され今後の支出が見込まれる研究開発基金等についてもスタートアップの参画促進を図ることを検討。【<u>科技</u>、関係府省】 ・ スタートアップの参加を容易にする観点から、入札参加資格など政府調達手続等を見直すとともに、政府調達において、S B I R制度における研究開発成果の調達手法と同様の仕組みでの随意契約を高度な新技術を持ったJ-Startup選定企業等との間でも可能とすることを検討。【<u>科技</u>、<u>経</u>】 ・ S B I R制度について、スタートアップ

⁹⁶ 2018年度当初時点で、創業していない又は創業10年未満の企業を対象。

⁹⁷ 2018年度から2025年度までの目標として、「令和2年度革新的事業活動に関する実行計画（2020年7月17日）」において設定。2021年度末時点、35社。

⁹⁸ 文部科学省、内閣府による調査

⁹⁹ 一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター（V E C）「ベンチャー白書2021」

¹⁰⁰ 文部科学省科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2021」（2021年8月）

¹⁰¹ 総務省「2021年科学技術研究調査結果」（2021年12月）

		<p>ブ側から見た制度の「使いやすさ」を抜本的に改善。【科技】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを取って挑戦する起業家の生活の安定化やスタートアップの長期的な成長及び次の起業家やエンジェル投資家になるとともに雇用創出など社会・経済全体に活力をもたらすという好循環を極力早く回すことを後押しする観点から、諸外国の経験も参考に、必要な仕組みの在り方を検討。【科技、経】 ・初等中等教育段階における探究・STEAM・アントレプレナーシップ教育の抜本強化や、希望する全ての大学生等に対して、質の高いアントレプレナーシップ教育やメンター・アクセラレータ等から起業に向けた支援を受ける機会の提供に取り組む。【科技、文、経】 ・スタートアップビザ制度に関し、諸外国を参考に、国から認定を受けたVC、インキュベータ、アクセラレータ等から投資・採択を受けた創業者・スタートアップへ発給できるようにするなどの取組を検討。【法、経】 ・国内外のスタートアップに開かれたディープテック分野のスタートアップ向けのグラント・チャレンジや公的部門が保有するデータを活用したコンテスト等の取組を強化。その際、国や地方公共団体の規制がスタートアップの挑戦の障害となっていることが判明した場合、規制改革会議等と連携して、規制緩和を積極的に検討。【科技、関係府省】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、スタートアップのグローバル展開を加速するため、海外アクセラレータの日本誘致も念頭に置きつつ、グローバルアクセラレーションプログラムの充実を図る。【科技、経】 ・ディープテック分野に特化した研究機能とスタートアップ・インキュベーション機能を兼ね備えた、民間資金を基盤として運営されるスタートアップ・キャンパス構想の推進に向けて、海外のトップ大学やVC等とも連携しながら、世界標準のビジネスを生み出すエコシステムの形成を目指す。【科技、関係府省】 ・次期SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）等の研究開発プロジェクトにおけるスタートアップ特枠の創設を検討。【科技】
<p>○社会課題の解決や市場のゲームチェンジをもたらすスタートアップの創出及び効果的な支援を実現するため、大学・国立研究開発法人等発ベンチャー創出を促進する環境整備、ベンチャーキャピタルのファンド組成の下支</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NEDOを通じて、急成長の可能性を秘めた研究開発型スタートアップに対し、事業段階に応じた支援を実施。具体的には、NEDOが認定したVCからの出資を受けた研究開発型スタートアップに対して、実用化開発等に 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップの資金調達額は、近年増加しているものの、諸外国と比較すると大きな差がある。今後、世界で戦える研究開発型スタートアップを創出するため、NEDOを通じた支援について、海外VCの参画や大型化、技

<p>えや、研究資金配分機関等による大規模な資金支援（Gap Fund供給）を実施する。【文、経】</p>	<p>係る資金支援等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S T A R Tにおいて、成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化の一体的な実施に向け、計13課題を採択し、支援を実施。 スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向け、2021年11月に3拠点を採択し、支援を開始。 ・スタートアップ・エコシステム形成に向けた支援パッケージに基づき、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行、中小企業基盤整備機構、産業革新投資機構等の政府系機関から、スタートアップ向けに制度融資や資本性ローン、出資の供給を実施。さらに、VC向けのファンド資金供給も強化。 	<p>術実証等、抜本的な見直しを検討し、更なるリスクマネーの供給を実施していく必要がある。加えて、経営人材のマッチング等、大学等に眠る技術シーズを掘り起こし、ビジネスにつなげるための取組も強化する必要がある。また、福島浜通りをスタートアップ創出の先進地とすべく、実証の場を整備する必要がある。【文、経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S T A R Tにおいて、成長性のある大学等発スタートアップ創出力の強化に向けて、民間の事業化ノウハウを活用しつつ、ポテンシャルの高い大学等の革新的技術の研究開発支援と事業化に向けた支援を引き続き実施。【文】 スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援を引き続き実施。また、小中高校段階への裾野拡大のため、学校内外のアントレプレナーシップ醸成に向けた活動を大学・自治体・企業等が支える取組を支援。【科技、文、経】 ・イスラエル、韓国等の諸外国の経験も参考にしつつ、公的機関からの海外VCへのLP投資を実施する枠組みを推進。この際、海外VCとの関係性強化を通じて、海外VCによる我が国のスタートアップへの投資機会を拡大することにより、海外のVCのスタートアップ成長に係るノウハウや我が国のスタートアップの国際展開に必要なグローバル・ネットワークの強化につなげる。また、この枠組みを活用しつつ、我が国のベンチャー・キャピタリストの育成を図ることも推進するべきである。さらに、公的機関の海外拠点の強化等を通じて、ネットワーク力の強化を進める。【関係府省】 ・プレシード、シード段階やディープテック分野等のリスクの大きい投資及びレイター等のスタートアップが大規模に成長する段階を中心として、呼び水としての公的資金によるリスクマネーを抜本強化することが必要である。この際、公的機関から民間VCへのLP投資を通じて国内VC市場及び専門性を有する民間VCを育成するという観点を踏まえ、政府は極力投資判断に介入しないようにしつつ、VCを含めた民間のインセンティブを引き出す仕組みを構築。【関係府省】 ・一定の資産や知識・経験を有する特定投資家等による未上場株式への投資促進に向けた環境整備を進めるとともに、適切な投資家保護の枠組みの
---	---	---

		<p>下、一定のリスクを許容できる一般の個人投資家による国内ファンドを通じたスタートアップへの投資を促進する方策を検討。【関係府省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを取って挑戦する起業家の生活の安定化やスタートアップの長期的な成長及び次の起業家やエンジェル投資家になるとともに雇用創出など社会・経済全体に活力をもたらすという好循環を極力早く回すことを後押しする観点から、諸外国の経験も参考に、必要な仕組みの在り方を検討。(再掲)【科技、経】 ・未上場株式への機関投資家等による投資を促すとともに、特定投資家への投資勧誘等に係る制度整備を踏まえた特定投資家等によるセカンダリー取引の円滑化など、諸外国で導入されている未上場株式の取引を目的とした市場等の創設に向けた環境整備を進める。【金融】 ・スタートアップの事業化に向けて大学等の保有する知的財産を最大限活用できる環境を整備するため、知的財産の対価としての株式・新株予約権の活用制限の撤廃、共有特許ルールの見直し、国際特許出願支援の強化等について検討し、速やかに結論を得る。あわせて、大学等と企業の共同研究の成果を大学等が活用しやすくするため、大学等が過度に企業側に知財関連コストを負担させなくても済むよう、大学等の知財関連財源の充実を含め大学等への支援の在り方について検討。その際、大学の知財マネジメント能力の向上や知財マネジメント人材を擁する外部組織との連携、インセンティブ設計等についても検討。【知財、科技、文、経】 ・VCを通じた知財戦略専門家をスタートアップにつなぐ仕組みを構築。特に、2022年度から新たに弁理士・弁護士等の知財専門家をVCに派遣し、スタートアップへの知財戦略構築支援を強化。【知財、経】
<p>○スタートアップが大企業と共同研究等を通じて連携する際に、オープンイノベーションの促進と公正かつ自由な競争環境の確保の観点から適正な契約がされるよう、各契約における問題事例やその具体的改善の方向性や、独占禁止法上の考え方を整理したガイドラインを策定する。【公取、経】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公正取引委員会は、「スタートアップとの事業連携に関する指針」について、経済団体等への説明会（計8回）や雑誌への寄稿を実施。説明会の資料については、その他の関連資料を併せて公開¹⁰²。 ・経済産業省は、「スタートアップとの事業連携に関する指針」について、大企業等へ向けてJ O I Cを通じたセミナー及び弁護士等へ向けたイベント 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年3月に、スタートアップと出資者との取引・契約に係る問題について、独占禁止法上の考え方、問題となり得る事例、問題の背景及び解決の方向性等を追加した改訂版を公表。改訂版について、関連する団体等と連携し、更なる周知を実施。【公取、経】 ・「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（2022年3月、公正取引委員会・経済

¹⁰² <https://www.jftc.go.jp/dk/startup/index.html>

	<p>の登壇、雑誌への寄稿を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年12月、公正取引委員会を含む関係府省において、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめ¹⁰³。 	<p>産業省)に則り、新たに、下請代金法の適用対象とならない大企業とスタートアップとの取引について、2万社程度の書面調査を実施。【公取】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」の改訂等により、大企業が、知財・人材等の経営アセットをスタートアップに切り出す取組について開示・カバナンスを強化。【知財、経】
<p>○大学等発スタートアップやその連携先企業について、適切な協力関係が構築できているか、継続的な実態把握を行う。【<u>科技</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本オープンイノベーション大賞やスタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会ワーキンググループ等の取組を通じ、大学等発スタートアップの実態把握を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、大学等発スタートアップやその連携先企業の協力関係の実態把握を実施。【<u>科技</u>、<u>経</u>】
<p>○スタートアップの経営課題を踏まえた経営人材の要件を整理すること等を通じて、経営人材の不足により成長を阻害されている有望なスタートアップに経営人材候補者が転職することが容易となる環境を創出する。【<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大企業等が抱える経営人材をスタートアップへ効率的・効果的にマッチングさせる環境の創出を目的とし、SHIFT(x)事業を実施。モデル事業7件を採択し、プロボノや副業、転職等の多様な方法で、大企業人材がスタートアップに挑戦する場を提供し、モデル事業内で生まれた事例を情報発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度のSHIFT(x)事業で採択された各事業者への追跡調査等を通して得られた新たな課題や、更に深掘りすべき課題等を抽出し、地方における経営人材やグローバル人材の流動等について、必要な人材支援施策を検討。【<u>経</u>】 ・2023年度までに、大学・高専・国研等において、研究シーズの掘り起こしによる起業の促進や、創出された大学等発ベンチャーの確実な成長のため、外部から経営人材を確保して研究者等とのマッチングを支援する取組を開始。【<u>経</u>】
<p>○スタートアップ支援を行う政府関係機関が連携し、技術シーズを生かして事業化等に取り組むスタートアップや、創業を目指す研究者・アントレプレナーなどの人材を継続的に支援する。【<u>経</u>、<u>関係府省</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Plusの参加機関の若手職員が中心となり、取組別に三つのWGを設置。各機関が単独で実施していたイベントの合同開催や、参加機関の職員が参加する勉強会等の実施を通じて、参加機関間での連携を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・WG等を通じて参加機関間での連携を加速化させ、各機関の施策の高度化や質の高いスタートアップに対する一貫通貫での支援体制を構築するとともに、参加機関の追加を検討。【<u>経</u>、<u>関係府省</u>】

企業のイノベーション活動の促進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○イノベーション経営¹⁰⁴に挑戦する企業が資本市場等から評価されるよう、ISO56002:2019¹⁰⁵や「日本企業における価値創造マネジメントに関する行動指針¹⁰⁶」等を踏まえた銘柄化の制度設計を実施する。また、研究開発に係るファンディングにおいて、当該行動指針や産学官連携ガイドライン¹⁰⁷等を踏まえた企業の取組状況を勘案した審査を順次実施する。【<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション経営に関する認証規格であるISO56001の策定に向けた動向等を踏まえつつ検討。 ・「官民による若手研究者発掘支援事業」(2021年4月及び2022年1月)「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」(2021年2月)「地域の中核大学の産学融合拠点の整備(2021年度補正)」(2022年3月)の採択において、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イノベーション経営に関する認証規格であるISO56001の策定に向けた動向等を踏まえつつ検討。【<u>経</u>】 ・引き続き「官民による若手研究者発掘支援事業」及び「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」の採択においては、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とする。【<u>経</u>】
<p>欧米企業での社外人材が活躍するダ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業構造審議会産業技術分科会研究開 	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省が実施する研究開発事業に

¹⁰³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/partnership_package_set.pdf

¹⁰⁴ 組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、イノベーションをおこしやすくするための経営。ただし、イノベーションを創出する活動に対して、必要なリソース(予算・人等)を配置し、事業化するための体制が構築されていることが前提となる。

¹⁰⁵ イノベーション・マネジメントシステムに関する国際規格(2019年7月)

¹⁰⁶ 2019年10月4日経済産業省及びイノベーション100委員会

¹⁰⁷ 産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】(2020年6月)

<p>イパーシティの状況や、世界各国・企業の取組、2020年度に実施した過去の研究開発事業の分析結果等を踏まえ、研究開発事業について、リニア型ではなく、新たに生じた社会課題等に応じて柔軟に研究開発を進める新たな政策手法の構築を図る。【経】</p>	<p>発・イノベーション小委員会研究開発改革WGにおいて議論を実施し、今後の国の研究開発プロジェクトの在り方について、最終報告書を取りまとめ（2022年2月）。</p>	<p>について、2023年度から、以下の考え方を全面的に適用予定。【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な社会課題を解決するための研究開発を実現すべく、将来像からバックキャストし、事業の目標を設定し、関連する施策を総動員、事業を大括り化することにより研究開発事業全体のプラットフォーム化を実施。また、価値起点の評価を実施するとともに、OODAループを構築し、アジャイルに研究開発を進めるべく、予算編成と評価の各プロセスを連動させる仕組みを構築。さらに、海外機関を含む他機関との連携や人材の確保・育成により、先端技術や研究開発の手法に関する技術インテリジェンス機能を強化。 <p>【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究開発事業の参加者のコミットメントを確保し、野心的な研究開発の取組を引き出すべく、プロセス（コスト）から成果（生み出される価値）に対して報酬（インセンティブ）を支払う仕組みへ転換すべく、アワード型研究開発事業やインセンティブ制度を導入。 <p>【経】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様なアイデア・知識を活かした研究開発事業を実現すべく、研究開発事業の初期段階から、事業・金融・政策に係る幅広い関係者が参画し、先端技術の社会実装に必要な要素を議論する場（テックコミュニティ）を構築・活性化。また、実効的なステージゲートの実施等により、多産多死型の研究開発モデルへと移行。さらに、研究開発事業への中堅・中小・スタートアップの参加を促進。【経】
<p>○オープンでアジャイルなイノベーションの創出に不可欠なオープンソースソフトウェア（OSS¹⁰⁸）に関する経営上の重要性（価値・リスク）の理解促進と、OSSの活用に対する意識向上に向けた普及啓発¹⁰⁹を実施する。【知財】</p>	<p>・企業関係者が集う日本知的財産協会主催の研修会（2021年12月実施）で民間企業における実際の取組事例の紹介を含むパネルディスカッションを開催し、OSSの理解促進、普及啓発に係る活動を実施。</p>	<p>・日本知的財産協会等におけるOSSの活用に対する意識向上に向けた普及啓発活動を把握し、必要に応じて連携して活動を推進。【知財】</p>
<p>○企業における研究開発期間などの詳細な研究開発動向を把握するための統計整備の方法について、2024年度までに検討し、結論を得る。【科技、総、経】</p>	<p>・企業における研究開発期間等の詳細な研究開発動向を把握するための統計整備の方法について、科学技術研究統計研究会において外部有識者及び関係府省を交えて検討。企業の詳細な研究開発動向の把握に関する先行調査の実施状況及び把握事項の定義等を確認・検討中。</p>	<p>・2024年度までに結論を得ることを目指し、引き続き有識者・関係府省を交えて検討。【科技、総、経】</p>

¹⁰⁸ ソフトウェアの作成者がソースコードを無償で公開し、利用や改変、再配布が所定の条件の下に許可されているもの。

¹⁰⁹ 「デジタル化、IoT化時代におけるオープンソースソフトウェアに係る知財リスク等に関する調査研究」（2020年4月、特許庁）取りまとめ結果等を活用。

産学官連携による新たな価値共創の推進

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○大学・国立研究開発法人等有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングを加速化するため、産学官共同研究の推進や、若手研究者と産業界とのマッチングを強化する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「官民による若手研究者発掘支援事業」第2回及び第3回公募において、共同研究の推進、若手研究者と産業界とのマッチングを支援¹¹⁰。 ・A-STEPにおいて、2020年度第3次補正予算及び2021年度予算により、ウィズコロナ・ポストコロナにおける社会変革や社会課題の解決に資する研究開発課題を採択し、産学連携に取り組む研究者を支援するとともに、地域において強いネットワークを持つコーディネーター人材等によるマッチング支援を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究者の研究シーズの社会実装と高度人材の創出に向け、2022年度は企業とのマッチングとマッチング後の事業化に向けて多角的に支援するとともに、若手研究者とスタートアップとのマッチングや共同研究を通じた事業化を拡充。その際、効果的なマッチングの促進等のため、2022年度中に、企業等における博士人材等の活用促進のための方策を提示。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・A-STEPにおいて、引き続き産学官共同研究の推進や、研究者と産業界とのマッチングと実用化・事業化を見据えた専門人材によるハンズオン支援機能を強化し、大学・国立研究開発法人等有するイノベーションの源泉である知と社会ニーズとのマッチングを加速。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・知財権、論文、研究内容等の特許庁や民間が保有する情報に基づく官民のデータの共有の在り方について検討。その際、企業からスタートアップに対するライセンス意思表示へのインセンティブの在り方について検討。【<u>知財</u>、<u>経</u>】
<p>○2020年6月に産学官連携ガイドラインにおいて取りまとめた、大学等・産業界における課題と処方箋について、大学等・産業界等への周知を通して産学官連携における新たな価値創造を推進するとともに、人材、知、資金の好循環をもたらす産学官連携を推進するための研究開発事業において、産学官連携ガイドラインを踏まえた大学等や企業の取組の状況を勘案した審査を推進する。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「官民による若手研究者発掘支援事業」（2021年4月及び2022年1月）、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」（2021年2月）、「地域の中核大学の産学融合拠点の整備（2021年度補正）」（2022年3月）の採択において、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とした。 ・「共創の場形成支援プログラム」の採択において、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「官民による若手研究者発掘支援事業」、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」及び「共創の場形成支援プログラム」の採択においては、「産学官連携ガイドライン」の実行状況を審査の参考とする。【<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・スタートアップの事業化に向けて大学等の保有する知的財産を最大限活用できる環境を整備するため、知的財産の対価としての株式・新株予約権の活用制限の撤廃、共有特許ルールの見直し、国際特許出願支援の強化等について検討し、速やかに結論を得る。あわせて、大学等と企業の共同研究の成果を大学等が活用しやすくするため、大学等が過度に企業側に知財関連コストを負担させなくても済むよう、大学等の知財関連財源の充実を含め大学等への支援の在り方について検討。その際、大学の知財マネジメント能力の向上や知財マネジメント人材を擁する外部組織との連携、インセンティブ設計等についても検討。（再掲）【<u>知財</u>、<u>科技</u>、<u>文</u>、<u>経</u>】 ・強い知的財産の取得やライセンスの促進等大学に知的財産マネジメントを浸透させるため、「大学知財ガバナンスガイドライン(仮称)」を策定。【<u>知財</u>、

¹¹⁰ 第2回：共同研究16件、マッチングサポート17件、第3回：共同研究36件、マッチングサポート105件

		科技、文、経】
○持続的な産学官連携プロジェクトの組成や事業の高度化を支援するマネジメント体制の構築、多様なステークホルダーによる共創の場となるオープンイノベーション拠点の整備等を推進し、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携を後押しする。 【科技、文、経】	<ul style="list-style-type: none"> ・「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において2021年3月に新たに採択した案件を含め、3エリア、11のFS調査事業を支援。 ・2020年度から開始した「共創の場形成支援プログラム」において、2021年度には、地域の課題解決に資する共創の場の形成を開始するなど、支援を拡充（2020年度採択：18拠点、2021年度採択：17拠点）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、「産学融合先導モデル拠点創出プログラム」において、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業等の連携を支援。【科技、経】 ・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」（2022年2月1日CSTI決定）を踏まえ、関係府省との連携強化を図りつつ、持続的な産学官連携プロジェクトの組成や事業の高度化を支援するマネジメント体制の構築や、大学におけるスタートアップ創出に向けたインキュベーション施設、多様なステークホルダーによる共創の場となるオープンイノベーション拠点の整備等を推進し、大学、国立研究開発法人、研究機関、企業、地方公共団体等の連携を支援。【科技、文、経】

世界に比肩するスタートアップ・エコシステム拠点の形成

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○スタートアップ・エコシステム拠点都市の独自の取組を後押しし、世界に比肩する自律的なスタートアップ・エコシステムを形成する。このため、拠点都市に対し、大学等におけるスタートアップ創出の活性化、海外市場への参入も視野に入れたアクセラレータ機能やGap Fundの強化、分野間でデータを連携する基盤への接続に関する周知啓発、スマートシティ事業との連携等の官民による集中的な支援を行う。 【科技、文、経】	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市のスタートアップを中心に、海外トップアクセラレータによるアクセラレーションプログラムを実施し、グローバル市場参入や海外投資家・企業からの投資の呼び込みに係る事業戦略策定、国際的な専門家とのマッチング等を実施し、国内スタートアップの世界市場への展開や海外VCからの投資の呼び込みを支援。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを2021年4月と12月に計2回開催し、拠点間連携、大学等との連携の強化に向け、議論を実施。 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築に向けた支援等を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市を中心に、スタートアップのグローバル展開を加速するため、海外アクセラレータの日本誘致も念頭に置きつつ、グローバルアクセラレーションプログラムの充実を図る。（再掲）【科技、経】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市推進協議会アントレプレナーシップ教育ワーキンググループを引き続き開催し、拠点間連携、大学等との連携の強化に向け、議論を実施。【科技、文、経】 ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において、自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築等に向けた支援を引き続き実施。また、小中高校段階への裾野拡大のため、学校内外のアントレプレナーシップ醸成に向けた活動を大学・自治体・企業等が支える取組を支援。（再掲）【科技、文、経】 ・大学ファンドを活用した、欧米トップ大学の大学基金からの人件費の支出割合も参照した、世界トップレベルの国内外の研究者の呼び込みによる世界レベルの研究拠点形成を通じて、世界標準の大学発スタートアップ創成基盤の構築を促進。【科技、文】 ・「地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ」の強化により、世界トップレベルの研究拠点や産学官共創拠点の形成を促進するとともに、地域・社会課題の解決に資するスタートアップ創出のための環境整備を進める。また、自己収入増加に取り組む国立大

		<p>学等が地方銀行等による地域ファンドへの出資を拡大し、ローカル・スタートアップへの投資を拡大することで、その成長の果実が更なる自己収入増加につながる好循環を生み出していく。【<u>科技</u>、<u>文</u>】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ディープテック分野に特化した研究機能とスタートアップ・インキュベーション機能を兼ね備えた、民間資金を基盤として運営されるスタートアップ・キャンパス構想の推進に向けて、海外のトップ大学やVC等とも連携しながら、世界標準のビジネスを生み出すエコシステムの形成を目指す。(再掲)【<u>科技</u>、<u>関係府省</u>】 ・プレシード、シード段階やディープテック分野等のリスクの大きい投資及びレイター等のスタートアップが大規模に成長する段階を中心として、呼び水としての公的資金によるリスクマネーを抜本強化することが必要である。この際、公的機関から民間VCへのLP投資を通じて国内VC市場及び専門性を有する民間VCを育成するという観点を踏まえ、政府は極力投資判断に介入しないようにしつつ、VCを含めた民間のインセンティブを引き出す仕組みを構築。(再掲)【<u>関係府省</u>】 ・リスクを取って挑戦する起業家の生活の安定化やスタートアップの長期的な成長及び次の起業家やエンジェル投資家になるとともに雇用創出など社会・経済全体に活力をもたらすという好循環を極力早く回すことを後押しする観点から、諸外国の経験も参考に、必要な仕組みの在り方を検討。(再掲)【<u>科技</u>、<u>経</u>】
--	--	--

挑戦する人材の輩出

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
<p>○挑戦を是とする意識を持った人材の育成を図るため、2025年度までに、スタートアップ・エコシステム拠点のコンソーシアムに参画する全大学で、オンラインを含むアントレプレナーシッププログラムを実施する。また、その事例を集約し、同年度までに、全国に展開する。【<u>文</u>】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築に向けた支援等を実施。 ・アントレプレナーシップ醸成の裾野を国全体に拡大するための取組の一環として、全国の大学生・大学院生を対象とした「全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム」を試行的に実施。 ・高専生の挑戦を後押しするため、各高等専門学校がアントレプレナーシップ教育を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ・エコシステム拠点都市において自治体・産業界と連携し、大学等における実践的なアントレプレナーシップ教育とギャップファンド及び起業支援体制構築に向けた支援を引き続き実施するとともに、拠点都市に参画する全大学でオンラインを含むアントレプレナーシップ教育を実施。【<u>文</u>】 ・全国及び海外で実施されているアントレプレナーシップ教育について、実施状況とその効果を調査し、収集した効果的なアントレプレナーシップ教育の事例や実施方法を全国の大学に展開。【<u>文</u>】 ・高等専門学校において、スタートアップの取組を推進し、カリキュラムと課

		外活動を有機的に組み合わせ、高等専門学校全体としてイノベーションを創出するアントレプレナーシップ教育を強化。【文】
○イノベーションの創出に関わるマネジメント人材をはじめとした多様なイノベーション人材の層の厚みを増すとともに、人材流動性を高めることで質の向上を図るため、イノベーション人材の育成と活躍の場を創出する。そのため、これまでの人材育成に関する議論の蓄積も踏まえ、2023年度までにイノベーション人材育成環境の整備に関する実態調査やベストプラクティスの周知等に取り組む。【経】	・「産業界における博士人材の活躍実態調査」において、産業界、大学、博士人材へのアンケート調査及びヒアリングを実施し、産業界における博士人材の活躍実態や活躍促進に係る課題、それを踏まえた今後の方策等について報告書を取りまとめ。	・博士人材の活用促進に取り組む企業に対してインセンティブが働く仕組みの構築を検討。【経】 ・若手研究者の有望な研究シーズを活用したイノベーション創出や若手研究者の人材流動化の促進のため、大学・高専等の若手研究者の研究シーズの掘り起こし、スタートアップとのマッチングや共同研究を通じた事業化（博士課程学生の企業へのインターンシップを含む。）の支援を実施。【経】
○大学・国立研究開発法人等と企業の間の人材交流を促し、イノベーション人材が適材適所で働き、イノベーションの創出の効率性を高める観点から、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組みと留意点(追補版)」を2023年度までに広く産学関係者に普及するとともに、「官民による若手研究者発掘支援事業」などを活用して、産学の人材マッチング等を図る。【経】	・2022年3月に公開した「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン【追補版】」を補足するFAQにおいて、クロスアポイントメント制度を活用する際の留意点に触れ、活用を促すとともに「官民による若手研究者発掘支援事業」を活用して、産学の人材マッチング等を実施。	・引き続き、クロスアポイントメント制度の普及と「官民による若手研究者発掘支援事業」による産学の人材マッチング等を実施。【経】

国内において保持する必要性の高い重要技術に関する研究開発の継続・技術の承継

基本計画における具体的な取組	実施状況・現状分析	今後の取組方針
○コロナ禍等の環境変化に伴い事業会社の研究開発や技術の継続・承継が困難になった場合に、国内において保持する必要性の高い重要技術については、将来の橋渡しを見据え国立研究開発法人で研究リソースを含め引き継ぐ等の枠組みの構築等に向けた取組を進める。【経】	・国内において保持する必要性の高い重要技術について、企業等での研究開発継続が困難となった等の問題が生じた場合、将来的に国内企業等に橋渡しされることを想定した上で、産業技術総合研究所において、可能な範囲で、様々な受入制度を活用し、関係研究者の一時的雇用や当該研究の一定期間の引継ぎ、継続等のサポートをする体制を構築。	・引き続き、産業技術総合研究所において、可能な範囲で、様々な受入制度を活用し、関係研究者の一時的雇用や当該研究の一定期間引継ぎ・継続等のサポートを実施。【経】